

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 364	<p><b>第7章 国立施設への入所について</b></p> <p>国立施設とは、①視覚障害者、肢体不自由者、聴覚言語障害者、<u>内部・重複障害者</u>に対する総合的リハビリテーションを実施する「国立身体障害者リハビリテーションセンター」、②視覚障害者のリハビリテーションを目的とする「国立光明寮（国立視力障害センター）」、③重度の肢体不自由者のリハビリテーションを目的とする「国立保養所（国立重度障害者センター）」のことである（身障法第17条の32）。</p> <p>なお、これらの施設に入所した場合、他の身体障害者更生援護施設と同様に利用料の徴収が実施されるが、これらの施設は全額国費による運営がされていることから、支援費による市町村の負担はない。</p> <p><b>I 国立身体障害者リハビリテーションセンターの概要</b></p> <p><b>1 設置の目的</b></p> <p>身体に障害のある人々に対するリハビリテーションを一貫した体系のもとで総合的に実施するとともに、リハビリテーションに関する技術の向上に努め、これらの成果を全国の関係施設等に周知することにより、身体障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p><b>2 事業の内容</b></p> <p>次に掲げる事業を主体として運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>身体障害者に対する医療から職業訓練に至るまでの総合的リハビリテーションの実施</b></li> </ul> <p><b>ア リハビリテーションの実施方法</b></p> <p>身体障害者個々の障害の種類や程度に応じて、医師、理学療法士、作業療法士、運動療法士、言語訓練士、職能訓練士、義肢装具士、心理判定員、生活指導員、視能訓練士等各専門分野の職員によって評価判定を行い、個々の障害者について策定したリハビリテーションプログラムに沿って、それぞれの専門職員で構成成</p>	<p>修正 国立施設とは、①視覚障害者、肢体不自由者、聴覚言語障害者、<u>内部障害者</u>に対する総合的リハビリテーションを実施する「国立身体障害者リハビリテーションセンター」、②視覚障害者のリハビリテーションを目的とする「国立光明寮（国立視力障害センター）」、③重度の肢体不自由者のリハビリテーションを目的とする「国立保養所（国立重度障害者センター）」のことである（身障法第17条の32）。</p> <p>（以下略）</p>

するリハビリテーションチームにより社会復帰のための治療と訓練を行う。

#### イ リハビリテーションの具体的な内容

##### ・ 医学的リハビリテーション（病院）

個々の障害とその程度に応じて診察、検査、投薬、処置、理学療法、作業療法、聴能訓練、言語訓練等を行うほか、必要に応じて義肢、装具、自助具、補聴器などの装着適応訓練を行う。

##### ・ 社会的、心理的リハビリテーション及び職能訓練（更生訓練所）

生活訓練・身体障害者の日常生活に必要とされる次のような訓練を行う。

- 日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練、歩行訓練、レクリエーション訓練等

職能訓練・障害の訓練に応じて職業適性などについて評価し、これに基づいて次のような訓練を行う。

- 編物、手工芸、パーソナルコンピュータ、クリーニング等

理療教育・視覚障害者を対象として、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律」に基づく、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための訓練を行う。

なお、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第1部を修了した者には、大学入学資格を与える。

##### ○ 設置課程

・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第1部（中卒者対象5年課程）

・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第2部（高卒者対象3年課程）

##### 修正・ 医学的リハビリテーション（病院）

個々の障害とその程度に応じて診察、検査、投薬、処置、理学療法、作業療法、運動療法、聴能訓練、言語訓練等を行うほか、必要に応じて義肢、装具、自助具、補聴器などの装着適応訓練を行う。

##### 修正・ 社会的、心理的及び職業的リハビリテーション（更生訓練所）

標記のリハビリテーションを実施するため、次の訓練を行う。

生活訓練・日常生活活動に関する適応訓練を必要とするものに対して、その問題点やニーズを明らかにし、個々の状況に応じて身辺管理、家事管理、移動、コミュニケーション等に関する訓練やレクリエーションなどをを行うとともに、日常生活を円滑に送るために必要な情報提供、心理的問題等に関する助言、指導等を行い、もって社会参加のための支援を行う。

職能訓練・障害者の職業適性や作業能力等を評価し、これに基づいて、機械製図、織物、一般事務、情報処理、クリーニング等の訓練及び自動車訓練を行う。

また、職業相談・就労指導・学習指導・後指導を行う。

理療教育・視覚障害者を対象として、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律」（昭和22年法律第217号）に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師となるのに必要な知識及び技能を習得させる。

##### ○ 設置課程

・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科専門課程（修業年限3年）

・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科高等課程（修業年限5年）

自動車運転訓練・・自動車運転訓練については、医学的、心理学的診断評価及び運転能力検査、並びに公安委員会の実施する運転能力検査の結果について検討した結果、入所者に自動車運転訓練を行う。

削除

追加・ その他の活動

国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、リハビリテーションの研究と開発、専門職員の養成・研修、国際協力に関する活動及びリハビリテーションに関する情報・資料の収集などを実施している。

追加及び修正

3 更生訓練所へ入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準及び入所手続き

### 3 更生訓練所への入所資格及び入所手続き

#### (1) 入所資格

入所資格は次のとおりである。

ア 身障法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で15歳以上の者

イ 学校教育法に定める中学校を卒業した者又はこれと同じ程度の学力があると認められる者（ただし、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第二部の理療教育を受けようとする者にあっては、同法に定める高等学校を卒業した者又はこれと同じ程度の学力があると認められる者）

ウ その他厚生労働大臣の定める基準に該当する者

#### (1) 入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準

入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準（以下「基準」という。）は次のとおりである。

##### ア 一般リハビリテーション課程

当該課程の基準については、身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で15歳以上のものであること。

##### イ 理療教育課程

当該課程の基準については、次の2つに該当しなければならない。

①身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で15歳以上のものであること。

②学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定により大学に入学することができる者。

又は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律附則第18条の2第1項に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者であって、学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することができるもの（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律附則第18条の2第2項の規定により、学校教育法第47条の規定による高等学校に入学できる者とみなされた者を含む。）

## ウ 生活訓練課程

当該課程の基準については、身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で15歳以上のものであること。

### (2) 入所手続き

身体障害者であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものは、「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）の長に対して、身障法第17条の32第2項に規定する国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を申請し、当該施設の長が定める書類に当該意見書を添付して、当該施設に入所の申請をする（別図参照）。

なお、身障法第17条の32の規定に基づき厚生労働大臣が定める入所基準及び部（局）長通知等において、入所基準及び入所手続きの詳細を定めることとしている。

### 4 施設の所在地

所 在 地	電話番号
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地	042(995)3100

## P 367 II 国立光明寮（国立視力障害センター）の概要

### 1 設置の目的

国立光明寮（国立視力障害センター）は、視覚障害者、特に人生中途で障害に陥った人々に対し、その更生に必要な知識・技能の付与及び訓練を行うことにより社会復帰を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

次に掲げる事業を主体として運営している。

#### (1) 理療教育課程

修正 なお、身障法第17条の32の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び部（局）長通知等において、入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準及び入所手続きの詳細を定めることとしている。

### 修正 1 設置の目的

国立光明寮（国立視力障害センター）は、視覚に障害のある者に対し、その更生に必要な知識・技能の付与及び訓練を行うことにより社会復帰を図ることを目的とする。

#### 修正 (1) 理療教育

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に基づく、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練を行う。

なお、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第1部（中卒5年課程）を修了した者には、大学入学資格を与える。

○ 設置課程

- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第1部（中卒者対象5年課程）
- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第2部（高卒者対象3年課程）

(2) 生活訓練課程

視覚障害により生じた心理的・身体的ハンディキャップを克服し、社会生活に復帰するために必要な基礎的生活動作を向上させるための歩行訓練、コミュニケーション訓練（点字、ワープロ等）日常生活技術訓練及びレクリエーション訓練などを行う。このほかに障害の受容、更生意欲の助長、精神的安定、対人関係の適応に関する助言指導等、社会的更生に必要な諸条件を調整し、豊かな社会的適応性を育成するために、個別的・集団的生活支援及び心理的支援を行う。

3 入所資格及び入所手続き

(1) 入所資格

入所資格は、次のとおりである。

ア 身障法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で15歳以上の者

イ 学校教育法に定める中学校を卒業した者又はこれと同じ程度の学力があると認められる者（ただし、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第二部の理療教育を受けようとする者にあっては、同法に定める高等学校を卒業した者又はこれと同じ程度の学力があると認められる者）

ウ その他厚生労働大臣の定める基準に該当する者

視覚障害者を対象として、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和22年法律第217号）に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師となるのに必要な知識及び技能を習得させる。

○ 設置課程

- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科専門課程（修業年限3年）
- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科高等課程（修業年限5年）

修正 (2) 生活訓練

日常生活活動に関する適応訓練を必要とするものに対して、その問題点やニーズを明らかにし、個々の状況に応じて身辺管理、家事管理、移動、コミュニケーション等に関する訓練やレクリエーションなどを行うとともに、日常生活を円滑に送るために必要な情報提供、心理的問題等に関する助言、指導等を行い、もって社会参加のための支援を行う。

修正3 入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準及び入所手続き

(1) 入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準

入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりである。

ア 理療教育課程

当該課程の基準については、次の2つに該当しなければならない。

①身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で15歳以上のものであること。

②学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定により大学に入学することができる者。

又は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律附則第18条の2第1項に規定する文部科学省令・厚生労働省令

で定める程度の著しい視覚障害のある者であって、学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することができるもの（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律附則第18条の2第2項の規定により、学校教育法第47条の規定による高等学校に入学できる者とみなされた者を含む。）

#### イ 生活訓練課程

当該課程の基準については、身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で15歳以上のものであること。

#### （2）入所手続き

身体障害者であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものは、「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）の長に対して、身障法第17条の32第2項に規定する国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を申請し、当該施設の長が定める書類に当該意見書を添付して、当該施設に入所の申請をする（別図参照）。

なお、身体障害者福祉法第17条の32の規定に基づき厚生労働大臣が定める入所基準及び部（局）長通知等において、入所基準及び入所手続きの詳細を定めることとしている。

修正 なお、身障法第17条の32の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び部（局）長通知等において、入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準及び入所手続きの詳細を定めることとしている。

#### 4 各施設の所在地

名 称	所 在 地	電話番号
国立塩原視力障害センター	〒329-2921 栃木県那須郡塩原町下塩原21-1	0287(32)2932
国立神戸視力障害センター	〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070	078(923)4670
国立函館視力障害センター	〒042-0932 北海道函館市湯川町1-35-20	0138(59)2751

国立福岡視力障害センター	〒819-0165 福岡県福岡市西区今津 4820	092(806)1361
--------------	---------------------------------	--------------

### P 369 III 国立保養所（国立重度障害者センター）の概要

#### 1 設置の目的

国立保養所（国立重度障害者センター）は、重度の身体障害者に対して医学的管理のもとに、各種リハビリテーションを実施して社会復帰を図ることを目的とする。

#### 2 事業の内容

次に掲げる事業を主体として運営している。

##### (1) 医学的管理

原障害に附隨する疾病及び健康管理上必要な予防・治療を行うとともに、入所者のうち日常生活を自力でできない者に対しては必要な介護を行う。

##### (2) リハビリテーション

###### ア 医学的リハビリテーション

理学療法、作業療法、日常生活動作訓練（ADL）、運動療法等、日常生活を営むために必要なリハビリテーションを行う。

###### イ 心理的・社会的リハビリテーション

個々の入所者が自らの障害を正しく理解し、自分の特性を發揮しながら実社会に復帰していくとする態度と能力を高めるため、心理検査、生活支援、社会適応訓練等のリハビリテーションを行う。

P 370

#### 修正 1 設置の目的

国立保養所（国立重度障害者センター）は、身体障害者福祉法に基づく、重度の肢体不自由の身体障害者に対して医学的管理のもとに、リハビリテーションを実施して社会復帰を図ることを目的とする施設である。

また、本施設は、重度の身体障害を有する戦傷病者を収容し、保養することを目的とする施設である。

#### 修正 (1) 医学的管理

障害に附隨する疾病及び健康管理上必要な予防・治療を行うとともに、入所者のうち日常生活を自力でできない者に対しては必要な介護を行う。

#### 修正 イ 社会的リハビリテーション

個々の入所者が自らの障害を正しく理解し、自分の特性を発揮しながら、社会に復帰していくとする態度と能力を高めるため、心理検査、生活支援、社会適応訓練等のリハビリテーションを行う。

#### ウ 職能的訓練

経済的自立を目指し、自己の能力に応じた職業技術を身につけるため、その適性に応じ、経理事務、情報処理（ワープロ・パソコン）等の職能訓練を行うとともに、労働習慣、労働耐性、労働態度の涵養も行う。

### 3 入所資格及び入所手続き

#### (1) 入所資格

入所資格は、次のとおりである。

ア 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた重度の肢体不自由者で15歳以上の者

イ 戦傷病者特別援護法第22条に規定する者で恩給法別表第1号表ノ2に掲げる第2項症以上の身体障害を有する者

ウ その他厚生労働大臣の定める基準に該当する者

#### (2) 入所手続き

身体障害者であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものは、「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）の長に対して、身障法第17条の32第2項に規定する国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を申請し、当該施設の長が定める書類に当該意見書を添付して、当該施設に入所の申請をする（別図参照）。

なお、身障法第17条の32の規定に基づき厚生労働大臣が定める入所基準及び部（局）長通知等において、入所基準及び入所手続きの詳細を定めることとしている。

#### 修正 ウ 職能的リハビリテーション

#### 修正3 入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準及び入所手続き

#### (1) 入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準

入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりである。

ア 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた重度の肢体不自由を有する者で15歳以上のものであること。

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第22条に規定する者で恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる第2項症以上の身体障害を有するものであること。

#### ウ 削除

修正 なお、身障法第17条の32の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び部（局）長通知等において、入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準及び入所手続きの詳細を定めることとしている。

追加 また、戦傷病者にあっては、戦傷病者特別援護法の規定に基づき、必要書類を添付の上、居住している都道府県を経由して入所しようとする国立保養所の長へ入所請求しなければならない。

4 各施設の所在地

名 称	所 在 地	電話番号
国立伊東重度障害者センター	〒414-0054 静岡県伊東市鎌田222	0557(37)1308
国立別府重度障害者センター	〒874-0904 大分県別府市南莊園町2組	0977(21)0181

P 3 7 1

(別図) 略